

須賀川市文化振興トラック貸出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化振興の充実を図ることを目的に、市が管理する文化振興トラックを公務に支障のない範囲において貸し出すことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 文化振興トラックを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市の文化振興に寄与すると認められる団体
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(使用用途)

第3条 文化振興トラックを貸出しすることができる活動は、公益上必要があると認める活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が主催、共催又は委託する事業に伴う活動
- (2) 前条第1号に規定された団体の総会を経た年間行事計画に基づく活動
- (3) その他市長が特に必要と認める活動

(使用申請)

第4条 文化振興トラックを申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、文化振興トラックを使用する日の6月前から3日前までの間に、須賀川市文化振興トラック使用許可申請書兼誓約書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 文化振興トラックを運転する者(以下「運転者」という。)の運転免許証の写し
- (2) 搭乗者名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、須賀川市文化振興トラック使用許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は、申請者に対

し管理上必要な条件を付することができる。

（使用の取消し等）

第6条 市長は、前条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）

に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、文化振興トラックの使用を取り消し、又はその返却を命ずることができる。

- (1) 災害等により緊急かつやむを得ない理由により、文化振興トラックを公用又は公共用に利用する必要が生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で文化振興トラックに支障が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用者又は運転者が、この要綱又は使用許可の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不適當と認めたとき。

（費用負担）

第7条 貸出期間中に使用した燃料その他の実費は、使用者の負担とする。ただし、第3条第1号に定める活動による利用については、この限りでない。

（転貸等の禁止）

第8条 使用者は、文化振興トラックを転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

（貸出し及び返却）

第9条 使用者は、原則として定められた保管場所から文化振興トラックの貸出しを受け、当該保管場所に返却するものとする。

- 2 使用者又は運転者は、文化振興トラックを返却するときは、文化振興トラックの清掃を行い、使用した相当分の燃料を補給した上で、文化振興トラックに備え付けてある運転日誌の記載及び燃料補給に係る領収書の写しを添付し、市長の検査を受けるものとする。
- 3 前項に規定する検査の結果、使用した相当分の燃料を補給していないときは、市長は使用者に燃料費相当額を請求することができるものとし、使用者は、市長が指定する方法により遅滞なく納付しなければならない。
- 4 文化振興トラックを2日以上にわたり使用する場合は、使用日ごとに、文化振興トラックを定められた保管場所に返却するものとする。ただし、市長が特

に必要と認めたときは、この限りでない。

（交通事故の処置）

第10条 文化振興トラックの運転者及び同乗者は、交通事故が発生したときは、法令上の処置を講ずるとともに、直ちに次に掲げる順序により事故処理を行うものとする。

- (1) 負傷者の救護処置及び救急車の要請
- (2) 二次的事故の防止処置及び道路上の安全確保
- (3) 所轄の警察署への通報
- (4) 目撃者の確保及び現場状況の記録
- (5) 事故の相手方の連絡先等の確認
- (6) 市長への事故状況の口頭報告

（事故等の届出）

第11条 使用者は、前条第6号の口頭報告のほか須賀川市文化振興トラック事故届出書（第3号様式）により、速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 使用者は、交通事故が発生したときは、市が加入している自動車保険の加入先が必要とする書類及び証拠となるものを遅滞なく提出するものとする。
- 3 使用者は、文化振興トラックを損傷し、又は亡失したときは、遅滞なく、須賀川市文化振興トラック損傷等届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

（損害賠償）

第12条 使用者は、交通事故等により第三者に損害を与えたときは、被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、市及び保険加入先と処理方針等について協議し、事故を早期かつ円滑に解決しなければならない。

- 2 使用者は、故意又は重大な過失により文化振興トラック（設備及び部品を含む。）を損傷し、又は亡失したときは、使用者の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行うものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。